

生涯学習振興・社会教育関係法令

目標：自分たちの仕事の根拠となる生涯学習振興・社会教育
に関する法令等について理解する。

ぼれっとひろしま

広島県立生涯学習センター

目次

- 1 法的な位置付け**
 - 1 - 1 教育基本法**
 - 1 - 2 社会教育法**
- 2 その他関係する法律**
- 3 条例・規則**
- 4 答申**
- 5 まとめ**

1 法的な位置付け

体系図

教育基本法

社会教育法

図書館法

博物館法



1 - 1 教育基本法

生涯学習・社会教育

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その**生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる**、その**成果を適切に生かす**ことのできる社会の実現が図られなければならない。

(社会教育)

第十二条 **個人の要望**や**社会の要請**にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

家庭教育・相互の連携協力

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、**家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援する**ために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校，家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校，家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、**相互の連携及び協力を努める**ものとする。

社会教育・学校教育・家庭教育の連携

生涯学習

教育

3つの教育領域
(教育基本法)

学校・家庭・地域の
連携協力 (第13条)

社会教育
(第12条)

学校教育
(第6条)

家庭教育
(第10条)

スポーツ・文化・
ボランティア・
レクリエーション
活動等における学
習, 読書等の自主
学習...

1 - 2 社会教育法

社会教育の目的・定義

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法の本質に則り、**社会教育に関する国及び地方公共団体の任務**を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律で「**社会教育**」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、**学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）**をいう。

国及び地方公共団体の任務

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、**生涯学習の振興に寄与する**こととなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、**社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をす**るとともに、**学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進**に資することとなるよう努めるものとする。

市町村の教育委員会の事務①

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

市町村の教育委員会の事務②

- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会，競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽，演劇，美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し，学校の授業の終了後又は休業日において学校，社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校，社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

市町村の教育委員会の事務③

- 十六 社会教育に関する情報の収集，整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育，体育及びレクリエーションに必要な設備，器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は，前項第十三号から第十五号までに規定する活動であって地域住民その他の関係者が学校と協働して行うものの機会を提供する事業を実施するに当たっては，地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう，地域住民等と学校との連携協力体制の整備，地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し，及び執行することとされた地方公共団体である市町村にあつては，第一項の規定にかかわらず，同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは，その長が行うものとする。

社会教育主事

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務と資格)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

地域学校協働活動

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務と資格)

第九条の三

- 2 社会教育主事は、**学校が社会教育関係団体・地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行う**ことができる。

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、**地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。**

社会教育関係団体①

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、**社会教育関係団体の求めに応じ**、これに対し、**専門的技術的指導又は助言**を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

社会教育関係団体②

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は**地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、**国にあつては文部科学大臣が審議会等で定めるものの、**地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議**（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）**の意見を聴いて行わなければならない。**

ポイント



第十五条では、社会教育委員は「置くことができる」(任意)と規定されているが、社会教育関係団体に補助金を交付している場合は必置となる。

社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館の目的・事業

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第二十二条

- 一 定期講座を開設
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図る
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供する

公民館の運営方針

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 **もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。**
 - 二 **特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。**
- 2 **市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。**

公民館の運営方針の解釈①

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

ポイント



同法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみ追求することや、特定の営利に対して、使用数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。

文部科学省「社会教育法第23条第1項の解釈の周知について（通知）」（平成30年12月）

公民館の運営方針の解釈②

(公民館の運営方針)

第二十三条 次の行為を行ってはならない。

- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

ポイント



公民館の政治的中立を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。

文部科学省「社会教育法第23条第1項の解釈の周知について（通知）」（平成30年12月）

公民館の運営方針の解釈③

(公民館の運営方針)

第二十三条

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

ポイント



公民館の宗教的中立を確保するために設けられているものであり、前述の第1項第二号に規定された「政治的中立の確保」と同様の趣旨である。

公民館の基準

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、**公民館の設置及び運営上必要な基準を定める**ものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

公民館の設置及び運営に関する基準

- 第一条 趣旨
- 第二条 対象区域
- 第三条 地域の学習拠点としての機能の発揮
- 第四条 地域の家庭教育支援としての機能の発揮
- 第五条 奉仕活動・体験活動の推進
- 第六条 学校、家庭及び地域社会との連携等
- 第七条 地域の実情を踏まえた運営
- 第八条 職員
- 第九条 施設及び設備
- 第十条 事業の自己評価等

公民館の職員

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に**館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。**

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に**公民館運営審議会を置くことができる。**

2 公民館運営審議会は、**館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議**するものとする。

運営の状況に関する評価・情報の提供

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の**運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 **公民館は**、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該**公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。**

図書館法（第七条の三、第七条の四）、博物館法（第九条、第九条の二）にも同様の規定がある。

2 その他関係する法律

生涯学習の振興のための推進体制の整備に関する法律

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
- 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
- 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

所管等①

○教育委員会所管

地方自治法

第一百八十条の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、（略）社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（略）

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

（略）

所管等②

○補助執行

地方自治法

第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、（略）普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ（略）ることができる。（略）

○指定管理

地方自治法

第二百四十四条の二

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

個別課題解決

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

第二十一条 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び**社会教育**における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

環境教育による環境保全の取組の促進に関する法律

第九条 国、都道府県及び市町村は、国民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び**社会教育**における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

消費者教育の推進に関する法律

第十三条

2 国、地方公共団体及び国民生活センターは、**公民館その他の社会教育施設等**において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 条例・規則

条例・規則

(例)

〇〇市公民館条例（〇〇町〇〇センター設置及び管理条例）

（規定内容）名称及び位置，職員，事業（※），運営審議会，
使用承認，使用料，指定管理者による管理 等

※ 公民館類似施設は「事業」を規定。（公民館は，社会教育法に
公民館の事業の規定があるため，各条例では規定していない）

〇〇市公民館管理運営規則

（規定内容）休館日及び開館時間，使用に関する様式 等

〇〇町社会教育委員条例

（規定内容）委嘱の基準，定数，任期，議決の方法 等

ポイント



自分の市町に，どのような条例・規則があるか，どのようなことが規定されているか確認してみましょう。

4 答申

生涯学習・社会教育に関する主な答申

- ・昭和46年4月 社会教育審議会答申
「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」
- ・昭和56年6月 中央教育審議会答申
「生涯教育について」
- ・平成2年1月 中央教育審議会答申
「生涯学習の基盤整備について」
- ・平成4年6月 生涯学習審議会答申
「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」
- ・平成10年9月 生涯学習審議会答申
「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について～自由で闊達な社会教育行政を展開するために～」
- ・平成20年2月 中央教育審議会答申
「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」
- ・平成27年12月 中央教育審議会答申
「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
- ・平成30年12月 中央教育審議会答申
「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

中央教育審議会答申①

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について
～知の循環型社会の構築を目指して～（平成20年2月）

○目指すべき施策の方向性

- ①国民一人一人の**生涯を通じた学習**の支援
- ②社会全体の教育力の向上

○施策推進の具体的方策

- ① **「個人の要望」と「社会の要請」**のバランス
- ② **「継承」と「創造」**等を通じた持続可能な社会の
発展
- ③ **連携・ネットワークを構築**して施策を推進

中央教育審議会答申②

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について
～地域における社会教育の目指すもの～（平成30年12月）

○地域における社会教育の意義と果たすべき役割

～人づくり・つながりづくり・地域づくり～

- ①地域住民が主体的に地域運営に関わる
- ②生涯にわたり学習を行い，その成果を生かせる

○社会教育の方向性～開かれ，つながる社会教育～

- ①住民の**主体的な参加**のためのきっかけづくり
- ②連携・協働する**ネットワーク型行政**の実質化
- ③地域の学びと活動を活性化する**人材の活躍を促す**

参考資料

(1) 令和2年度版生涯学習・社会教育行政必携 (第一法規)